

知事コメント
(国地方係争処理委員会への審査申出について)

沖縄防衛局による公有水面埋立変更承認申請に関し、令和4年4月28日付けで国土交通大臣から同申請を承認するよう是正の指示を受けたことについて、本日、当該是正の指示を不服として、地方自治法第250条の13第1項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査の申出を行いました。

令和3年11月25日に行った不承認処分は、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、法律による行政の原理の下、公有水面埋立法に基づき厳正に判断したものであり、処分理由は正当なものであります。

また、国土交通大臣による不承認処分を取り消す旨の裁決には、「固有の資格」で不承認処分を受けた沖縄防衛局による不適法な審査請求に対してなされたものであること、審査庁の地位を著しく濫用してなされたものであること等の無効事由が存在することから、不承認処分は今なお有効に存在していることとなります。

このことから、沖縄県が承認処分を行わないことは正当であり、国土交通大臣から承認せよとの是正の指示を受けるいわれはありません。

さらに、今般の地方自治法に基づく是正の指示は、本来異なる制度である行政不服審査法に基づく裁決と不当に連結され、これらの仕組みを濫用したもので違法といわざるを得ません。

沖縄県としましては、国土交通大臣の是正の指示は、違法な国の関与に当たると考え、中立・公正な第三者の立場にある国地方係争処理委員会に審査の申出を行い、県の正当性を主張してまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年5月30日
沖縄県知事 玉城 デニー